

## 台風等異常気象時における生徒の登下校

### 1 学校の所在する市町村及び生徒の居住する市町村において、 暴風警報・暴風雪警報が発表された場合

- (1) 登校する以前に、暴風警報・暴風雪警報が発表されている場合
  - ア 始業時刻2時間前（午前6時35分）までに警報が解除された場合、平常通り授業を行う。
  - イ 始業時刻2時間前（午前6時35分）から午前11時までに警報が解除された場合、解除後2時間を経て授業を始める。
  - ウ 午前11時以降警報が継続されている場合は授業を行わない。
- ※ 上記ア・イの場合、通学路の冠水・河川の増水等により、登校が危険なときや交通機関の途絶等により登校が困難な生徒については、自宅待機とする。
- (2) 登校後に、暴風警報・暴風雪警報が発表された場合
  - ア 気象・交通機関及び通学路の状況等から安全に帰宅できると学校が判断したときは、授業を中止して速やかに下校する。
  - イ 通学路が危険と認められるときや、通学距離等により帰宅が困難と認められるときは、該当生徒は校内において待機する。

### 2 学校の所在する市町村及び生徒の居住する市町村において、警戒レベル4以上または特別警報（以下特別警報等）が発表された場合

- (1) 登校する以前に、特別警報が発表されている場合
    - ア 登校しない。
    - イ 特別警報等の解除後も安全に登校できると学校が判断するまでは登校しない。その後の対応については、学校のホームページやきずなネット等で連絡する。
  - (2) 登校後に、特別警報等が発表された場合
    - ア 即刻、授業を中止し、教員は災害の状況等に関する情報収集並びに生徒の生命及び安全を確保する最善の対応（校内待機、校外の避難場所への移動、保護者等への引き渡し等）を迅速に行う。
    - イ 校内待機の場合、特別警報等の解除後も安全に下校できると学校が判断するまでは下校しない。
- ※ 数十年に一度の大雨・強度の台風や積雪等が予想されている場合、現象に応じて、「大雨」、「暴風」、「高潮」、「波浪」、「暴風雪」、「大雪」の特別警報として発表される。また、「大津波警報」、「噴火警報（居住地域）」、「緊急地震速報（震度6弱以上または長周期地震動階級4）以上」は特別警報として位置づけられる。ただし、「〇〇特別警報」として改めて発表されない。

### 3 上記1, 2の場合以外で、大雨等の異常気象によって生徒の安全確保に困難が予想される場合

- (1) 学校周辺の災害の状況等を踏まえて、休業や授業の中止をすることがある。
- (2) 生徒が居住する地域の災害の状況等により、安全に登校できないと校長が認める場合は、登校しない。

## 愛知県立西春高等学校 台風等異常気象時における対応

種類		自宅にいる場合の対応	学校にいる場合の対応	
気象台が発表	特別警報	自宅待機	校内待機 校外の避難所への移動 保護者等へ引き渡し等	
	警報	暴風	自宅待機 ・始業2時間前までに解除 →平常授業 ・午前11時までに解除 →解除後2時間を経て授業 ・午前11時以降継続 →休業	下校または校内待機
		大雨・洪水	平常登校	平常授業
		その他	平常登校	
	注意報	強風・大雨・洪水	平常登校	
市町村が発表	学校が所在する市町村	警戒レベル4以上	自宅待機	校内待機 校外の避難場所への移動 保護者等へ引き渡し等
		警戒レベル3以下	平常登校	平常授業
	生徒が居住する市町村	警戒レベル4以上	避難	校内待機 校外の避難場所への移動 保護者等へ引き渡し等
		警戒レベル3以下	平常登校	平常授業

※平常登校および平常授業の場合においても、災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等を踏まえて、休業や授業の中止を決定する。

※生徒の居住する地域の災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等により、安全に登校できないと校長が認める場合は、該当生徒を自宅待機とする。